

令和8年度 中高層等JAS構造材実証支援事業

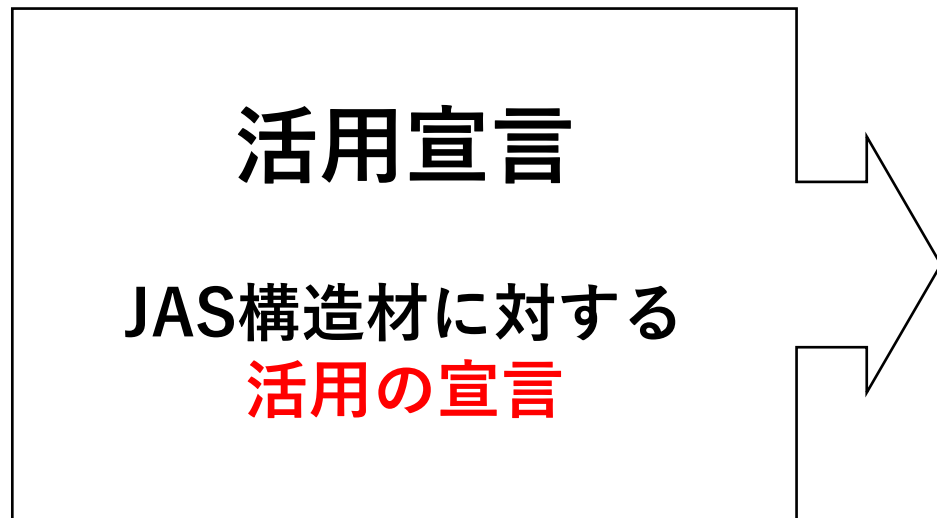


木材のチカラが、
この国の街づくりを変える。

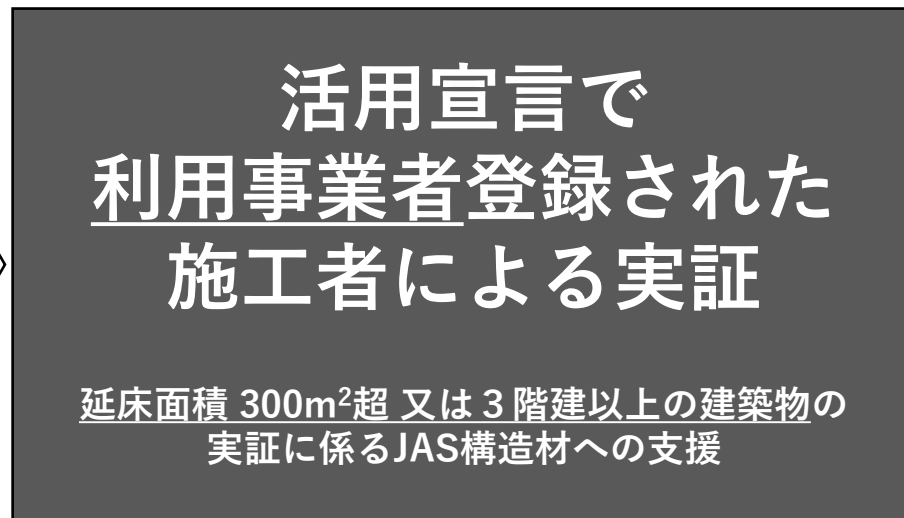
※本資料において、令和7年度事業からの変更点は青字、重要と思われる記載については赤字で記載しています。

事業の構成

JAS構造材活用宣言事業



中高層等JAS構造材実証支援事業



JAS構造材の活用に積極的な企業を

『見える化』

することで、市場の活性化を図ります。

品質が明確化されたJAS構造材を
実際に使っていただけ、JAS構造材に対する
利便性を感じていただくことで

『JAS構造材を継続的に利用』

していただける方を増やします。

スケジュール

中高層等JAS構造材実証支援事業では、活用宣言への登録と実証支援事業での事業申請と助成金交付申請の手続きが必要です。

活用宣言事業

1) 活用宣言への登録 <宣言様式1号及び宣言様式2号>

受付期間 令和8年4月16日(木) ～ 令和9年2月26日(金)

実証支援事業（活用宣言で登録された施工者等が申請できます。）

2) 事業申請（事業へのエントリー）<様式第1号>

受付期間：令和8年5月25日(月) ～ 令和8年6月19日(金) **(必着)**

※提出先：物件所在地の都道府県の地域木材団体

※先着順ではなく、途中で締め切ることはありませんが、書類に不備があった場合に受け付けられない場合があります。

3) 助成金交付申請（使用したJAS構造材に応じた助成金の申請）<様式第6号>

受付締切り 令和8年11月30日(月) **(必着)** ※一部、例外あり

JAS構造材活用宣言事業

宣言様式1号、宣言様式1号（付表）、宣言様式2号、会社情報を（一社）全国木材組合連合会に送付登録したあと、宣言様式4号を自社のホームページに掲載または印刷して事務所に掲示してください。

■対象者

木造建築物の施工関係者（施主、設計者、施工者、木材関連事業者）

■中高層等JAS構造材実証支援事業の申請を行う場合の留意点

中高層等JAS構造材実証支援事業の申請には、**実証支援事業申請年度を初年度とする宣言事業の3か年目標について各年の目標が必須となります。**

前年度までに登録済の宣言事業者については、「JAS構造材活用宣言事業者の登録に係る要領」の第6の登録内容（宣言事業目標）の変更手続きが必要となります。

■提出する資料

- ・ JAS構造材活用宣言事業者登録申請書（宣言様式1号）
- ・ 誓約書（宣言様式2号）
- ・ 提出企業の概要がわかる資料（会社概要、履歴事項全部証明書、会社紹介のパンフレットなど）

■募集期間

令和8年4月16日（木）～令和9年2月26日（金）

■提出先

〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル 3F
一般社団法人全国木材組合連合会 中高層等JAS構造材実証支援事業事務局
Tel：03-6550-8540（平日10：00～17：30）

(宣言様式1)
令和 年 月 日

J A S 構造材活用宣言事業者登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：

<input type="checkbox"/> 新規申請	<input type="checkbox"/> 登録内容変更・目標の更新	No.
※宣言Noを右に記入		

宣言

当社は、確かな性能が表示されている J A S 構造材の普及と利用を行うこと、以下の3か年目標の実施に向けて努力することとします。

3か年目標

1年目 (令和 年度)

2年目 (令和 年度)

3年目 (令和 年度)

上記の登録を申請します。

なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページ (<https://www.jas-kouzouzai.jp>) で、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

1) 宣言文について

1. 申請区分を選択してください。
登録済の方は宣言No.も記入してください。

2. 宣言文について

JAS構造材の利用量の拡大等を、イメージできるキャッチコピーを作成してください。

【例】

- ・例① (工務店/発注者の場合)
「JAS構造材 利用率アップ!!」
- ・例② (設計事務所の場合)
「無垢ファースト設計!」
- ・例③ (製材工場/木材流通業者の場合)
「JAS構造材増産宣言!」

3. 目標について

3か年の目標を年度毎に明記してください。

目標の内容は、申請者自身の業態に合わせた内容で、JAS構造材を使用した 具体的且つ現実的な目標数値で明記してください。

【例】

- ・例① (工務店/発注者の場合)
○年目(令和○年度)
JAS構造材を使用した建物を3件建設します。
- ・例② (設計事務所の場合)
○年目(令和○年度)
JAS構造材を活用した木造建築物を4棟設計します。
- ・例③ (製材工場/木材流通業者の場合)
○年目(令和○年度)
JAS構造材の年間供給量を30%アップします。

2) 宣言様式1 付表の記入について

申請される事業者の企業情報を明記してください。

◇『1. 基本情報』は必ず明記してください。

- 「事業者名」
- 「代表者名」
- 「住所(郵便番号から)」
- 「電話番号・FAX番号」

◇申請される事業者の主な業態によって入力します。

①製材業、木材市場業、流通業、プレカット業の方

「2-1.JAS構造材供給事業者として宣言する場合(企業情報)」の欄を記入してください。

②建築物発注者、設計者、施工者の方

「2-2.JAS構造材利用事業者として宣言する場合(企業情報)」の欄を記入してください。

両方に当てはまる方は、両方記入してください。

※連絡先E-Mailは必須です。

(宣言様式1 付表)

JAS構造材活用宣言事業者 登録申請書 (付表)

1. 基本情報 (必須)

事業者名	※	
代表者名		
住所	〒 - (住所を記入)	
連絡先	TEL:	FAX:

2-1. JAS構造材供給事業者として宣言する場合 (企業概要)

担当者名または担当部署名	※	
連絡先	TEL:	FAX:
※E-Mail 記入必須	E-Mail:	
業種 (選択)	<input type="checkbox"/> 製材業 <input type="checkbox"/> 木材市場業 <input type="checkbox"/> 流通業 <input type="checkbox"/> プレカット業 <input type="checkbox"/> その他 ()	
JAS対応品種 (選択)	<input type="checkbox"/> 機械等級区分構造用製材 <input type="checkbox"/> 枠組壁工法構造用製材 <input type="checkbox"/> 構造用集成材 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> CLT	
対応樹種	※	
対応可能地域 (県単位) 注2	※	
合法木材供給事業者	※ 登録No. (登録がある者は記入してください)	
CW法の登録木材関連事業者	※ 登録No. (登録がある場合はご記入ください)	
森林認証制度 CoC 認定取得者	※ 登録No. (登録がある場合はご記入ください)	
その他 PR	※ (アピールしたいことをご記入ください)	

2-2. JAS構造材利用事業者として宣言する場合 (企業概要)

担当者名または担当部署名	※	
連絡先	TEL:	FAX:
※E-Mail 記入必須	E-mail:	
業種 (選択)	<input type="checkbox"/> 建築物発注者 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
対応可能地域 (県単位) 注2	※	
CW法の登録木材関連事業者	※ 登録No. (登録がある場合はご記入ください)	
森林認証制度 CoC 認定取得者	※ 登録No. (登録がある場合はご記入ください)	
その他 PR	※ (アピールしたいことをご記入ください)	

(注1) ※印の項目については本事業のホームページに掲載します。

(注2) 対応可能地域は都道府県単位にて記入していただくか、全国と記載して下さい。

(宣言様式4)

JAS構造材活用宣言

登録年月日: 令和 年 月 日

宣言事業者 No. :

住 所 :

会 社 名 :

代表者名 :

宣言

当社は、確かな性能が表示されているJAS構造材の普及と利用を行うこと、以下の3か年目標の実施に向けて努力することとします。

3か年目標

1年目 (令和 年度)

2年目 (令和 年度)

3年目 (令和 年度)

登録の通知、様式3号（宣言事業者No.が記載された審査結果通知書）を受領したら、宣言事業者が自ら「宣言様式4」に記入し

自社のホームページに掲載

または

印刷して事務所に掲示

してください。

中高層等JAS構造材実証支援事業

中高層木造建築では品質・性能の確かなJAS構造材が求められますが、多くの建築事業者等には、鉄骨造に長年の実績があるものの、木造建築に係る設計・調達・施工のノウハウが不足しています。

このため、建築事業者等が鉄骨造等から木造建築へ転換する際に生じる初期投資負担を軽減し、木造建築に関する設計・施工に関するノウハウの蓄積を促進し、これにより、施工技術の定着等を通じて、木造建築の建設コストの低減を図ることが重要です。

建築事業者等が、非住宅建築物等において、今後拡大が必要な4・5階をはじめとする中高層での地域材利用拡大に向けて、建築の構造部分にJAS構造材（機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材（乾燥処理を施した表示が付されたものに限る。）、桝組壁工法構造用製材及び桝組壁工法構造用たて継ぎ材、直交集成板、構造用集成材又は構造用単板積層材）等を利用することを通じて、設計、調達、施工時等におけるJAS構造材の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行っていただきます。

昨年度の事業から、主に以下の事項が変更になっています。

- 売上高が概ね1兆円規模以上の者（子会社・関連会社も含む）は、申請できないこととします。【P13】
- 「森の国・木の街」づくり宣言を行い、林野庁のホームページの宣言者一覧表に掲載されていることが必要です。【P13】
- 構造計算が必要な規模（建築確認申請 第六面に記載されている延床面積が300㎡超又は3階建て以上）の建築物であるものに限ります。【P16】
- 地域材を活用した建築物であるものに限ります。【P17】
- 中高層（4階建て以上）の建築物については、LCA等を行っている必要があります。【P18】
- 事業者が実証するテーマの項目を見直しました。【P35】
- 交付申請時にも「環境負荷低減の取組に関するチェックシート」を提出していただきます。【P77】

昨年度の事業から、主に以下の事項が変更になっています。

○ 令和8年2月17日より前に発注された木材の調達費は助成対象外です。
【P34】

○ 助成対象の建築物が4階建て以上の場合、助成額の上限は2,000万円とします。【P29】

※3,000m²以上（上限額3,000万円）の区分は廃止しました。

○ 中高層（4階建て以上）の建築物については、交付申請の際にすべて事業完了（建て方完了）していなくても、助成対象となる階においてJAS構造材の建て方が終わっている場合は、建て方が終わった階に係るJAS構造材は助成の対象とします。【P24】

本事業では次の8つのJAS構造材の普及及び建築物の構造部材として実際に使用していただくことを目的としています。

1. 機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材(乾燥処理を施した表示が付されたものに限る)(以下「構造用製材」)
2. 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材(以下「2×4工法構造用製材」)
3. 直交集成板(以下「CLT」)
4. 構造用集成材
5. 構造用単板積層材(以下「構造用LVL」)
6. 構造用合板
7. 構造用パネル
8. 保存処理材（*JAS認証の保存処理をしたものに限る。）

事業概要：対象事業者

本事業に申請できるのは実証事業の対象物件の建設業者であり、以下の条件を**全て満たした**施工者とします。

建築工事業または大工工事業の建設業の許可を受けた法人格を有する事業者
ただし、売上高が概ね1兆円規模以上の者（子会社・関連会社も含む）は、申請できないこととします。

ア) 宣言事業において利用事業者登録している者であって、実証事業申請年度を初年度とする3か年目標を有する者

※新規登録、更新手続きには数日間必要となる場合もあるので、事前に手続きを済ませてください。

イ) 木材SCM(サプライチェーンマネジメント)支援システム「もりんく」(<https://molink.jp/>)の登録者（事業登録者）

※新規登録には数日間必要となる場合もあるので、事前に手続きを済ませてください。

ウ) 「森の国・木の街」づくり宣言を行い、林野庁のホームページの宣言者一覧表 (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/rinyahp/20251001-1.html>)に掲載されている者であること。

※新規登録には数日間必要となる場合もあるので、事前に手続きを済ませてください。

- エ) 実証事業の内容を行う意思と具体的な計画を持ち、事業を的確に実施できる事業者
- オ) 実証事業の経理その他の事務について適切な管理体制と処理能力をもつ事業者
- カ) 独占禁止法の排除措置命令や課徴金納付命令を受けていない事業者
- キ) 自ら又は経営者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者またはその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者でないこと
- ク) 過去3か年度内に、全木連が実施した林野庁所管事業補助金において補助金の返還命令を受けた者でないこと
- ケ) 建築確認申請書で施工者と確認できる事業者またはその事業者から本事業を申請する権利を委譲された施工者
 - ※建築確認申請において施工者が未定となっている場合等は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること

実証事業を3件以上申請できる者は、3件目の事業申請をするまでに、以下の条件を全て満たした施工者とします。

- コ) クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）に基づき同法の登録実施機関から登録を受けた事業者であること
- サ) 次のいずれかの要件を満たすこと
 - ・ 山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者と共同申請する事業者
 - ・ 都市の木造化推進法の建築物木材利用促進協定の締結（建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しません。）
 - ・ 建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請
 - ・ JAS構造材の供給者が、木材SCM(サプライチェーンマネジメント)支援システム「もりんく」の登録者（事業者登録）であり、対象となるJAS構造材について、「JAS等構造材」の製品登録をしていること

本事業は新築及び増改築を行う建築物（仮設建築物を除く）のうち、建築確認申請を提出し、以下の条件を全て満たす物件とします。

ア) 建築確認申請の建築主が国に該当せず、建築物の用途が本事業の規定に沿う建築物（仮設建築物を除く）

イ) 用途区分による対照表（事業のホームページに掲載）に掲げるもの

※次の用途番号に該当する建築物は、**国産木材活用住宅ラベル** (<https://kokusanmokuzai.jp/>) を表示するものに限る

- ・ 08010（一戸建て住宅）
- ・ 08020（長屋）
- ・ 08030（共同住宅）
- ・ 08040（寄宿舍）
- ・ 08050（下宿）
- ・ 08060（住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの）

ウ) 構造計算が必要な規模（建築確認申請 第六面に記載されている延床面積が300㎡超又は3階建て以上）の建築物であること

※次の用途番号に該当する建築物は、4階建て以上に限る

- ・ 08010（一戸建て住宅）
- ・ 08060（住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの）

- エ) 建築確認申請において、**構造計算**を行ったことが確認できるもの
- オ) 建築物において基礎より上部の躯体部分の建築工事に、本事業以外の国、地方公共団体、公的機関からの補助・助成を受けていない建築物（国の資金が含まれない地方公共団体の財源による単独事業の助成は可）
- カ) 助成対象の床面積（4階建て未満の建築物の非木造部分を除く。）が10m²を超える建築物
- キ) 指定する構造部位でJAS構造材を使用した建築物
- ク) **地域材を活用した建築物**
 - ※この場合の地域材とは、次のいずれかを満たすもの。なお、地域材を使用する数量等については問わない。
 - ①実証事業の対象物件が所在する都道府県産材
 - ②実証事業の対象物件が所在する都道府県内のJAS認証工場で生産された国産材
 - ③実証事業の対象物件が所在する都道府県内の材木店等から調達した国産材
- ケ) 建築主が事業の成果の公表に同意した建築物

- コ) 林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により施工者が炭素貯蔵量を算出する建築物
- サ) 中高層（4階建て以上）の建築物については、LCA（ライフサイクルアセスメント）の算定ツール（J-CATなど）を用いて、建築物のライフサイクル全体を通じた温室効果ガス排出量を算定したものであること。
- シ) 畜舎特例法に基づき畜舎建築利用計画を作成し、都道府県知事の認定を受けて建築される畜舎等については、建築基準法の手続きを畜舎特例法の手続きに読み替える。なお、この場合、構造計算を行い、第三者が安全性を確認した旨の証明を行っていないなければならない。

手順② 建築物の建築階数、建築確認申請の用途区分を確認する

別表

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途番号	建築物の階数			
		4階以上	3階	3階未満	
一戸建ての住宅	08010	○	×	×	※2
長屋	08020	○	○	△	※2
共同住宅	08030	○	○	△	※2
寄宿舎	08040	○	○	△	※2
下宿	08050	○	○	△	※2
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	○	×	×	※2
幼稚園	08070	○	○	△	
博物館その他これに類する	08150	○	○	△	
美術館その他これに類するもの	08152	○	○	△	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	×	×	×	※3
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170	○	○	△	
保育所その他これらに類するもの	08180	○	○	△	
公衆便所、休憩所又は路線バスターミナル	08310	○	○	△	
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320	○	○	△	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	△		△	※4
工場（自動車工場を除く。）	08340	○	○	△	
自動車修理工場	08350	○	○	△	
ダンスホール	08590	○	○	△	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	×	×	×	※3
卸売市場	08610	○	○	△	
小規模製造工場、印刷工場、ごみ焼却場その他処理施設（原動機出力が100キロワット以内のものに限る。）で作業場の床面積が500平方メートル以内のもの（原動機出力が100キロワット以内のものに限る。）で作業場の床面積が500平方メートル以内のもの（原動機出力が100キロワット以内のものに限る。）	08990	○	○	△	
その他	08990	△	△	△	※5

※1 3階未満については、延床面積300㎡超に限り対象とします。
 ※2 国産木材活用住宅ラベルを表示するものに限る。
 ※3 本事業の対象としません。
 ※4 国の施設は対象としません。
 ※5 個別に相談して下さい。
 ※6 仮設建築物は本事業の対象としません。

用途区分による対照表については、事業のホームページに掲載しています。

手順③ 建築物を助成対象とするための条件を確認する

指定する構造耐力上主要な部分（以下「構造部」）の全部または一部に次のうち1つ以上のJAS構造材の品目を使用している。

- ・ 構造用製材
- ・ 2×4工法構造用製材
- ・ 構造用集成材
- ・ 構造用LVL
- ・ CLT
- ・ 保存処理材（*JAS認証の保存処理が施されたものに限る。）

→ 指定する構造部

- ・ 『構造用製材』 → 構造部の柱、梁桁、トラス、土台
- ・ 『2×4工法構造用製材』 『CLT』 『構造用集成材』 『構造用LVL』
→ 構造部の柱、壁、床、屋根、横架材

手順④ 対象となった建築物を階毎に『助成対象階』か非かを区分する

『JAS構造材』を構造材として使用している階のみが『助成対象階』となります。

手順⑤ 『JAS構造材』の助成対象の木材を特定する

『助成対象階』で使用された『JAS構造材』が助成対象となります。

- ◇ JAS構造材
 - ・ 構造用製材（目視等級製材は乾燥材に限る）
 - ・ 2 × 4 工法構造用製材
 - ・ 構造用集成材
 - ・ 構造用 L V L
 - ・ C L T
 - ・ 保存処理材
 - ・ 構造用合板
 - ・ 構造用パネル

助成対象階の考え方は、CLT材とそれ以外の部材で考え方が異なります。

CLTパネル工法以外の場合は、図1のとおり2階床梁から下の部材は1階部分、3階床梁から下の部材は2階部分、それより上の部材が3階に含まれます。ただし、下屋になっている場合は、下屋部分の直下の階に含まれます。

CLTパネル工法の場合は、図2のとおり1階壁パネルより下の部材は1階部分、2階壁パネルより下の部材は2階部分、それより上の部材が3階に含まれます。下屋の場合は、CLTパネル工法以外の場合と同じく下屋部分の直下の階に含まれます。

- 3階に区分される軸材系のJAS構造材
- 2階に区分される軸材系のJAS構造材
- 1階に区分される軸材系のJAS構造材
- 3階に区分される面材系（CLT含む）のJAS構造材
- 2階に区分される面材系（CLT含む）のJAS構造材
- 1階に区分される面材系（CLT含む）のJAS構造材

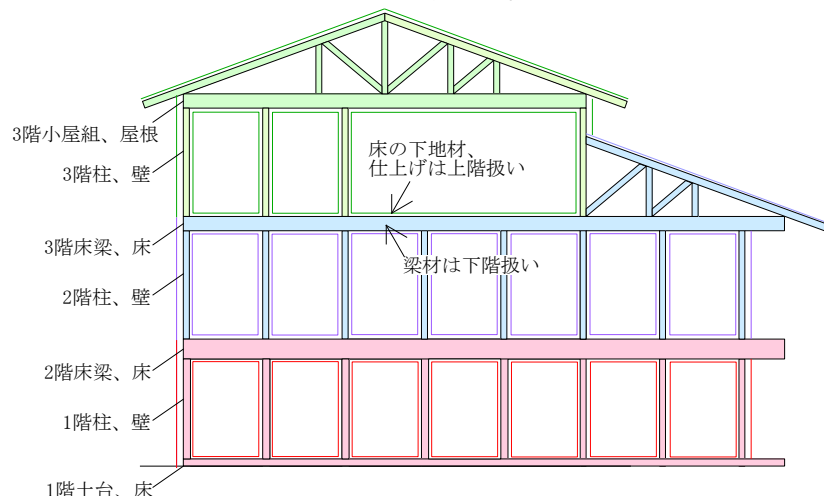


図1 CLT材以外の場合

- 3階に区分されるCLT（JAS構造材）
- 2階に区分されるCLT（JAS構造材）
- 1階に区分されるCLT（JAS構造材）
- 3階に区分される面材系のJAS構造材
- 2階に区分される面材系のJAS構造材
- 1階に区分される面材系のJAS構造材

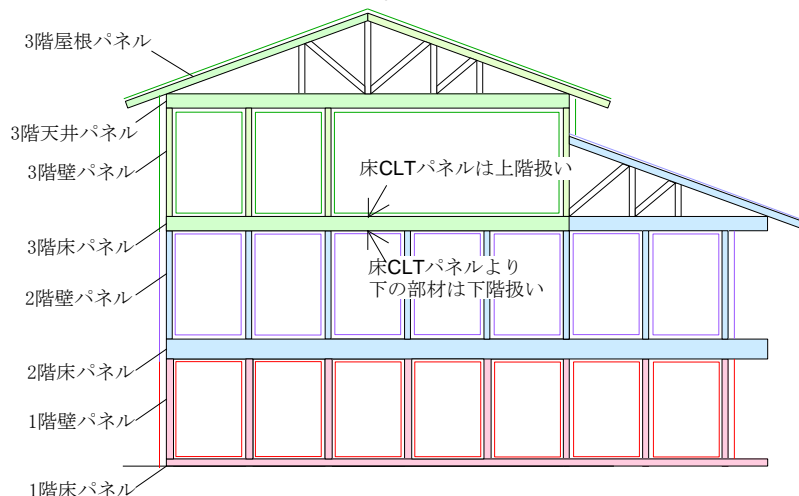


図2 CLTパネル工法の場合

面材系のJAS構造材である構造用合板、構造用パネルは、図1、図2のとおり区分方法になります。軸材に面材として用いる場合のCLTパネルについても同様です。

中高層（4階建て以上）の建築物に関する特例

中高層（4階建て以上）の建築物については、交付申請の際にすべて事業完了（建て方完了）していなくても、助成対象となる階においてJAS構造材の建て方が終わっている場合は、建て方が終わった階に係るJAS構造材は助成の対象とします。

階ごとのJAS構造材の建て方が終わっている状態について

- ・ P23に記載する助成対象階の考え方に基づき、対象階で使用されるJAS構造材がすべて施工された状態をいいます。
 - ・ CLTパネル工法以外の場合は、床梁から下の部材は下層扱い、床の下地材、仕上げ材は上層扱い
 - ・ CLTパネル工法の場合は、床CLTパネルより下の部材は下層扱い、床CLTパネルは上層扱い
- ・ 通し柱のように複数の階にまたがる部材については、1の階で施工されていれば助成対象とします。

手順⑥ 助成対象の『JAS構造材』の使用材積を算出する

目視等級区分構造用製材については、乾燥処理を施した表示が付されたもののみ『JAS構造材』として扱います。

※目視等級区分構造用製材（乾燥処理）を単独で『JAS構造材』とすることができます。

※土台に使用される保存処理材については、保存処理前のJAS認証の有無は問いません。また、JAS認証以外の保存処理は助成対象外です。

手順③で指定した構造部で**構造材として**使用したJAS構造材の品目は非構造部に使用したものであっても『JAS構造材』として扱います。

例) 手順③で構造用製材を柱に使用

→ その物件の助成対象階で使用された構造用製材は、全て『JAS構造材』として区分されます。

助成対象階で使用された『JAS構造材』の材積を品目ごとに算出します。

用途番号が08010～08060に該当する建築物については「国産木材活用住宅ラベル」は表示できるレベルに達している必要があります。

手順⑦ 『JAS構造材』の助成金額の計算方法を確認する

- ・ JAS構造材として区分された『機械等級製材』および『目視等級製材（乾燥処理）』、『2×4工法構造用製材』、『構造用集成材』、『構造用LVL』、『保存処理材』は、使用する（した）材積1 m³当たり60,000円の単価となります。
- ・ JAS構造材として区分された『CLT』は、使用する（した）材積1 m³当たり130,000円の単価となります。
- ・ JAS構造材として区分された『構造用合板』、『構造用パネル』は、調達費（木材代＋プレカット加工費＋施工現場までの運搬費）の1／2が助成金額となります。

手順⑧ 調達費を算出する際の値引き、加工費、運搬費について

調達費を算出する際に、値引き、加工費、運搬費は、以下の考えに基づいて按分します。

（事業のホームページで公開している「調達費算定表」を使用して算出してください。）

- ・ 値引き額は、値引き対象となるすべての項目に金額割合で按分します。
- ・ 加工費、運搬費は、対象となる木材の材積に対して按分します。

加工費、運搬費に計上できる費用は、以下の項目に当てはまる経費となります。

- ・ 加工費…プレカット工場での木材の切削、養生塗装に係る費用になります。
- ・ 運搬費…助成対象の木材を施工現場に運搬する経費になります。

手順⑨ 助成額を確認する

助成額は次の表の（1）、（2）、（3）の算出結果のうち一番低い額になります。
（上限額や金額の調整あり。P29~P30参照）

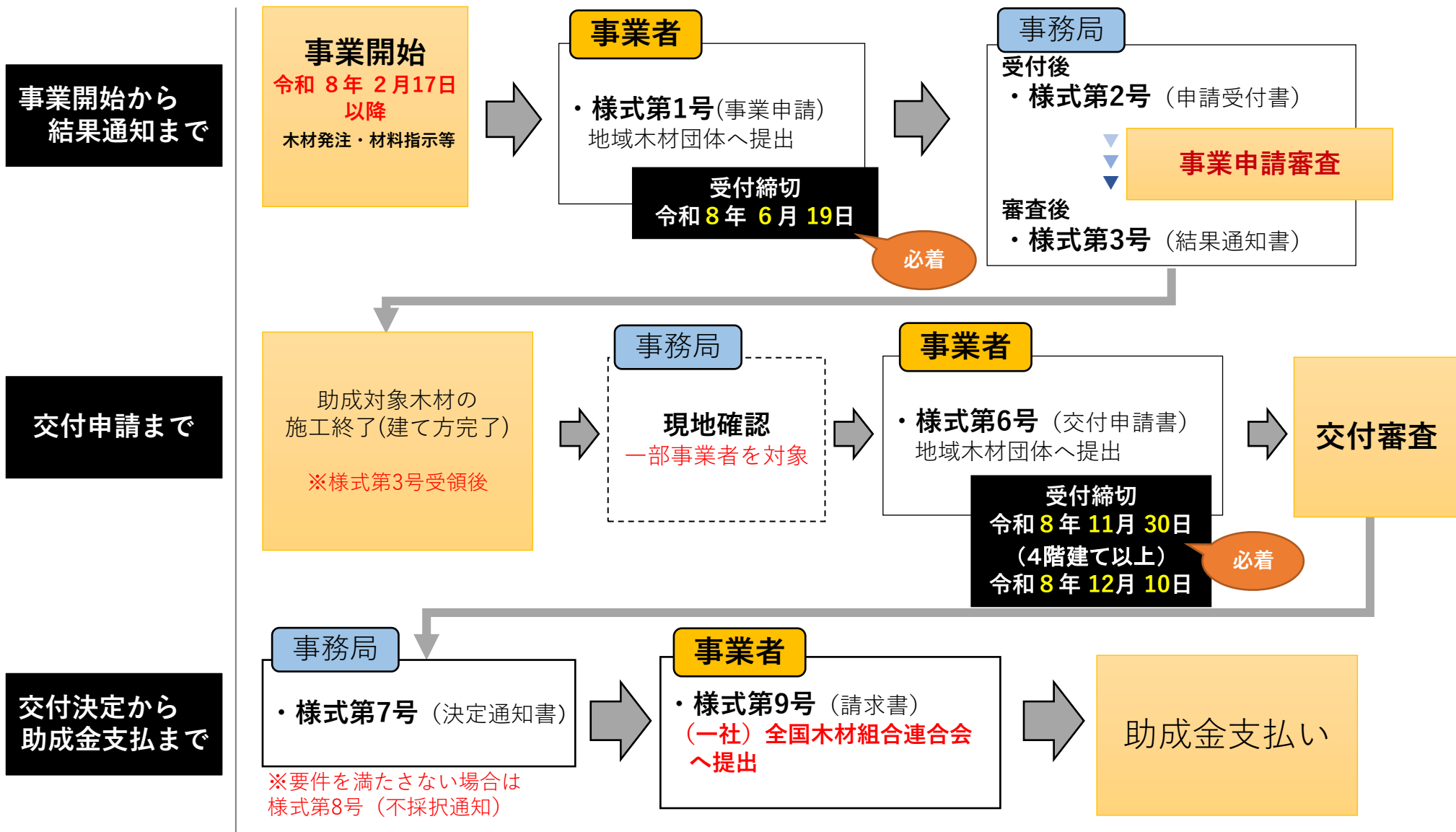
JAS構造材の区分		（1）事業申請時算出額 ①+②+③	（2）交付申請時算出額 ①+②+③	（3）実際の調達費 ①+②
構造用製材	助成単価 60,000円/m ³	使用予定のJAS構造材の材積の合計に左の助成単価を乗じた金額①	使用したJAS構造材の材積の合計に左の助成単価を乗じた金額①	調達費（実績）の合計額 ①
2×4製材				
構造用集成材				
構造用LVL				
保存処理材				
CLT	助成単価 130,000円/m ³	使用予定のCLTの材積に左の助成単価を乗じた金額②	使用したCLTの材積に左の助成単価を乗じた金額②	調達費（実績）の1/2の金額②
構造用合板	調達費で算出	調達費（見積）の1/2の金額③	調達費（実績）の1/2の金額③	
構造用パネル				

- ・ 申請1件当たり1,500万円を上限とします。
- ・ ただし、助成対象の建築物が4階建て以上の場合
は2,000万円を上限とします。

- ・ 採択された事業の助成予定額の合計が予算額を上回った場合には、助成額を調整（申請ごとに一律一定割合の金額を減）することがあります。

※ 令和7年度の他事業では、交付申請額の総額が助成予定額を上回ったため、交付決定額の確定に当たり、交付申請額の査定額に一定割合（0.72又は0.807）を乗じて算出した額を交付決定額として、交付決定通知書により通知しました。

事業の流れ



当初の事業申請（令和8年6月19日(金)締切）において、申請額が助成予算に達しない場合、追加公募を行うことがあります。

- ・追加公募を行うことになった場合の受付期間は令和8年8月～9月頃を想定しています。
- ・なお、その際は次の要件が変更となります。
 - ・事業申請時点で建築確認済証が発行されていること。

※当初の事業申請において申請額が予算を超えた場合は、追加公募は行いません。

- ・ 次の場合は助成対象外になりますのでご注意ください。

- 1) 令和8年2月17日より前に発注された木材

- 2) 様式第3号（結果通知書）の発行前に建て方完了した物件

- ・ 発注の際には P63～P66 「木材調達時における留意点」 をご覧ください。

・事業申請時に、以下の(1)～(4)の中から実証するテーマを選択し、交付申請時に取組結果を報告することを念頭に、自らが行う具体的な取組を設定してください。

(1) 中高層（4階以上）における木造建築の課題への対応

- ・中高層木造建築に関する設計又は施工上の課題を洗い出し、実証事業を通じて課題の解決等に取り組む など

(2) 林野庁が支援した技術開発の成果を活用

- ・P36～P46に示す技術開発成果リストに掲げる部材を実証物件に活用

(3) JAS構造材を活用した木造建築物の普及

- ・建築主や設計・施工者向けのJAS材を利用した実証物件の見学会等の開催
- ・実証物件におけるJAS構造材の利用等についてホームページ等で発信

(4) JAS構造材の利用による設計・施工の合理化

- ・非木造の設計・施工とのコスト又は工期の比較

A.大臣認定①【建築確認申請書で確認】

番号	認定番号	認定日	申請者の氏名 又は名称	現在の管理会社	構造方法等の名称	その他参考等
A1	QF045BE-0170 (1)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん/木材・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 表張/せっこうボード重裏張/木製軸組造外壁	45分準耐火外壁
A2	QF045BE-0170 (2)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん/木材・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 表張/せっこうボード重・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 裏張/木製軸組造外壁	45分準耐火外壁
A3	QF045BE-0171 (1)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん/木材・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 表張/木材・せっこうボード裏張/木製軸組造外壁	45分準耐火外壁
A4	QF045BE-0171 (2)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん/木材・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 表張/木材・せっこうボード・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 裏張/木製軸組造外壁	45分準耐火外壁
A5	QF060BE-0172 (1)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん/木材・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 表張/せっこうボード重裏張/木製軸組造外壁	45分準耐火外壁
A6	QF060BE-0172 (2)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん/木材・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 表張/せっこうボード重・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 裏張/木製軸組造外壁	45分準耐火外壁
A7	QF045BP-0152 (1)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード張/片面せっこうボード重張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A8	QF045BP-0152 (2)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード・構造用面材[木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板]張/片面木材・せっこうボード重張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁

A.大臣認定②【建築確認申請書で確認】

番号	認定番号	認定日	申請者の氏名 又は名称	現在の管理会社	構造方法等の名称	その他参考等
A9	QF045BP-0152 (3)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード張/片面せっこうボード重・構造用面材[木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板]張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A10	QF045BP-0152 (4)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 張/片面木材・せっこうボード重・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A11	QF045BP-0152 (5)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん/片面木材・せっこうボード張/片面せっこうボード重張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A12	QF045BP-0152 (6)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん/片面木材・せっこうボード・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 張/片面せっこうボード重張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A13	QF045BP-0152 (7)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん/片面木材・せっこうボード張/片面せっこうボード重・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A14	QF045BP-0152 (8)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん/片面木材・せっこうボード・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 張/片面せっこうボード重・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A15	QF045BP-0153 (1)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	両面木材・せっこうボード張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A16	QF045BP-0153 (2)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード・構造用面材[木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板]張/片面木材・せっこうボード張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁

A.大臣認定③【建築確認申請書で確認】

番号	認定番号	認定日	申請者の氏名 又は名称	現在の管理会社	構造方法等の名称	その他参考等
A17	QF045BP-0153 (3)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	両面木材・せっこうボード・構造用面材〔木質系 ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕張 ／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A18	QF045BP-0153 (4)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／両面木材・せっこう ボード張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A19	QF045BP-0153 (5)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／片面木材・せっこう ボード・構造用面材〔木質系ボード、セメント板又 は火山性ガラス質複層板〕張／片面木材・せっこう ボード張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A20	QF045BP-0153 (6)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／両面木材・せっこう ボード・構造用面材〔木質系ボード、セメント板又 は火山性ガラス質複層板〕張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A21	QF060BP-0154 (1)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード張／片面せっこうボード 重張／木製軸組造間仕切壁	1時間準耐火間仕切 壁
A22	QF060BP-0154 (2)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード・構造用面材〔木質系ボ ード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕張／片 面せっこうボード重張／木製軸組造間仕切壁	1時間準耐火間仕切 壁
A23	QF060BP-0154 (3)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード張／片面せっこうボ ード重・構造用面材〔木質系ボード、セメント板又 は火山性ガラス質複層板〕張／木製軸組造間仕切壁	1時間準耐火間仕切 壁
A24	QF060BP-0154 (4)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード・構造用面材〔木質系 ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕張 ／片面せっこうボード重・構造用面材〔木質系ボ ード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕張／木 製軸組造間仕切壁	1時間準耐火間仕切 壁
A25	QF060BP-0154 (5)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／片面木材・せっこう ボード張／片面せっこうボード重張／木製軸組造間 仕切壁	1時間準耐火間仕切 壁

A.大臣認定④【建築確認申請書で確認】

番号	認定番号	認定日	申請者の氏名 又は名称	現在の管理会社	構造方法等の名称	その他参考等
A26	QF060BP-0154 (6)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／片面木材・せっこう ボード・構造用面材〔木質系ボード、セメント板又 は火山性ガラス質複層板〕張／片面せっこうボード 重張／木製軸組造間仕切壁	1時間準耐火間仕切 壁
A27	QF060BP-0154 (7)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／片面木材・せっこう ボード張／片面せっこうボード重・構造用面材〔木 質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層 板〕張／木製軸組造間仕切壁	1時間準耐火間仕切 壁
A28	QF060BP-0154 (8)	平成29年4月17日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／片面木材・せっこう ボード・構造用面材〔木質系ボード、セメント板又 は火山性ガラス質複層板〕張／片面せっこうボード 重・構造用面材〔木質系ボード、セメント板又は火 山性ガラス質複層板〕張／木製軸組造間仕切壁	1時間準耐火間仕切 壁
A29	QF045BE-1598 (1)	令和3年5月18日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	セルローズファイバー充てん／木材・構造用面材 〔木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複 層板〕表張／せっこうボード重裏張／木製軸組造外 壁	45分準耐火外壁
A30	QF045BE-1598 (2)	令和3年5月18日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	セルローズファイバー充てん／木材・構造用面材 〔木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複 層板〕表張／せっこうボード重・構造用面材〔木質 系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕 裏張／木製軸組造外壁	45分準耐火外壁
A31	QF045BE-1597 (1)	令和3年3月23日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／木材・フェノール フォーム板・構造用面材〔木質系ボード、セメント 板又は火山性ガラス質複層板〕表張／せっこうボ ード重裏張／木製軸組造外壁	45分準耐火外壁
A32	QF045BE-1597 (2)	令和3年3月23日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／木材・フェノール フォーム板・構造用面材〔木質系ボード、セメント 板又は火山性ガラス質複層板〕表張／せっこうボ ード重・構造用面材〔木質系ボード、セメント板又 は火山性ガラス質複層板〕裏張／木製軸組造外壁	45分準耐火外壁

A.大臣認定⑤【建築確認申請書で確認】

番号	認定番号	認定日	申請者の氏名 又は名称	現在の管理会社	構造方法等の名称	その他参考等
A33	QF045BE-1597 (3)	令和3年3月23日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	木材・フェノールフォーム板・構造用面材〔木質系 ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕表 張／せっこうボード重裏張／木製軸組造外壁	45分準耐火外壁
A34	QF045BE-1597 (4)	令和3年3月23日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	木材・フェノールフォーム板・構造用面材〔木質系 ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕表 張／せっこうボード重・構造用面材〔木質系ボード、 セメント板又は火山性ガラス質複層板〕裏張／木製 軸組造外壁	45分準耐火外壁
A35	QF045BP-0152-1 (1)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード張／片面せっこうボード 重張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A36	QF045BP-0152-1 (2)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード・構造用面材〔木質系ボ ード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕張／片面 木材・せっこうボード重張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A37	QF045BP-0152-1 (3)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード張／片面せっこうボ ード重・構造用面材〔木質系ボード、セメント板又は火 山性ガラス質複層板〕張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A38	QF045BP-0152-1 (4)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード・構造用面材〔木質系 ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕張 ／片面木材・せっこうボード重・構造用面材〔木質 系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕 張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A39	QF045BP-0152-1 (5)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／片面木材・せっこう ボード張／片面せっこうボード重張／木製軸組造間 仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A40	QF045BP-0152-1 (6)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／片面木材・せっこう ボード・構造用面材〔木質系ボード、セメント板又 は火山性ガラス質複層板〕張／片面せっこうボ ード重張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁

A.大臣認定⑥【建築確認申請書で確認】

番号	認定番号	認定日	申請者の氏名 又は名称	現在の管理会社	構造方法等の名称	その他参考等
A41	QF045BP-0152-1 (7)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／片面木材・せっこう ボード張／片面せっこうボード重・構造用面材〔木 質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層 板〕張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A42	QF045BP-0152-1 (8)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／片面木材・せっこう ボード・構造用面材〔木質系ボード、セメント板又 は火山性ガラス質複層板〕張／片面せっこうボード 重・構造用面材〔木質系ボード、セメント板又は火 山性ガラス質複層板〕張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A43	QF045BP-0153-1 (1)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	両面木材・せっこうボード張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A44	QF045BP-0153-1 (2)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード・構造用面材〔木質系ボ ード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕張／片 面木材・せっこうボード張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A45	QF045BP-0153-1 (3)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	両面木材・せっこうボード・構造用面材〔木質系 ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕張 ／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A46	QF045BP-0153-1 (4)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／両面木材・せっこう ボード張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A47	QF045BP-0153-1 (5)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／片面木材・せっこう ボード・構造用面材〔木質系ボード、セメント板又 は火山性ガラス質複層板〕張／片面木材・せっこう ボード張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A48	QF045BP-0153-1 (6)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん／両面木材・せっこう ボード・構造用面材〔木質系ボード、セメント板又 は火山性ガラス質複層板〕張／片面木材・せっこう ボード張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A49	QF045BP-0154-1 (1)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	両面木材・せっこうボード張／片面せっこうボ ード重張／木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁

A.大臣認定⑦【建築確認申請書で確認】

番号	認定番号	認定日	申請者の氏名 又は名称	現在の管理会社	構造方法等の名称	その他参考等
A50	QF045BP-0154-1 (2)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード・構造用面材[木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板]張/片面木材・せっこうボード重張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A51	QF045BP-0154-1 (3)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・石膏ボード張/片面せっこうボード重・構造用面材[木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板]張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A52	QF045BP-0154-1 (4)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	片面木材・せっこうボード・構造用面材[木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板]張/片面木材・せっこうボード重・構造用面材[木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板]張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A53	QF045BP-0154-1 (5)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん/片面木材・せっこうボード張/片面せっこうボード重張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A54	QF045BP-0154-1 (6)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん/片面木材・せっこうボード・構造用面材[木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板]張/片面せっこうボード重張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A55	QF045BP-0154-1 (7)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん/片面木材・せっこうボード張/片面せっこうボード重・構造用面材[木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板]張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A56	QF045BP-0154-1 (8)	令和3年4月28日	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	一般社団法人JBN・ 全国工務店協会	人造鉱物繊維断熱材充てん/片面木材・せっこうボード・構造用面材[木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板]張/片面せっこうボード重・構造用面材[木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板]張/木製軸組造間仕切壁	45分準耐火間仕切壁
A57	QF075BE-1706	令和6年9月13日	一般社団法人日本ロ グハウス協会	一般社団法人日本ロ グハウス協会	丸太組構法外壁	
A58	PC030BE-3655	平成29年3月1日	一般社団法人日本 CLT協会	一般社団法人日本 CLT協会	窯業系サイディング・人造鉱物繊維断熱材表張/直交集成板造外壁	

A.大臣認定⑧【建築確認申請書で確認】

番号	認定番号	認定日	申請者の氏名 又は名称	現在の管理会社	構造方法等の名称	その他参考等
A59	PC030BE-3658	平成29年3月8日	一般社団法人日本CLT協会	一般社団法人日本CLT協会	木材・人造鉱物繊維断熱材表張/直交集成板造外壁	
A60	FP030NE-0478	令和6年4月26日	一般社団法人日本WOOD.ALC協会	一般社団法人日本WOOD.ALC協会	両面集成板張/硬質木片セメント板/鉄骨下地外壁	
A61	FP120FL-0141-1(1)	平成29年10月12日	山佐木材株式会社	山佐木材株式会社	軽量気泡コンクリートパネル・強化せっこうボード重上張/けい酸カルシウム板・強化せっこうボード3枚重下張/直交集成板造床	CLT床2時間耐火構造の大臣認定について.pdf
A62	FP090BP-0106	令和7年3月27日	一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会	一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会	両面強化せっこうボード重・構造用面材[木質系ボード又はセメント板]張/木製枠組造間仕切壁	
A63	FP090BP-0107	令和7年3月27日	一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会	一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会	人造鉱物繊維断熱材充てん/両面強化せっこうボード重・構造用面材[木質系ボード又はセメント板]張/木製枠組造間仕切壁	
A64	FP090CN-1060(1)	令和6年7月26日	一般社団法人全国LVL協会	一般社団法人全国LVL協会	りん窒素系薬剤処理単板積層材被覆/木製柱	難燃薬剤含浸LVL被覆型梁 小断面~超大断面 化粧材無
A65	FP090CN-1060(2)	令和6年7月26日	一般社団法人全国LVL協会	一般社団法人全国LVL協会	木材・りん窒素系薬剤処理単板積層材被覆/木製柱	難燃薬剤含浸LVL被覆型梁 小断面~超大断面 化粧材有
A66	FP120CN-1061(1)	令和6年7月26日	一般社団法人全国LVL協会	一般社団法人全国LVL協会	りん窒素系薬剤処理単板積層材被覆/木製柱	難燃薬剤含浸LVL被覆型梁 小断面~超大断面 化粧材無
A67	FP120CN-1061(2)	令和6年7月26日	一般社団法人全国LVL協会	一般社団法人全国LVL協会	木材・りん窒素系薬剤処理単板積層材被覆/木製柱	難燃薬剤含浸LVL被覆型梁 小断面~超大断面 化粧材有
A68	FP060CN-0805-3(1)	令和7年3月27日	一般社団法人全国LVL協会	一般社団法人全国LVL協会	りん窒素系薬剤処理単板積層材被覆/木製柱	難燃薬剤含浸LVL被覆型柱 小断面~超大断面 化粧材無

A.大臣認定⑨【建築確認申請書で確認】

番号	認定番号	認定日	申請者の氏名 又は名称	現在の管理会社	構造方法等の名称	その他参考等
A69	FP060CN-0805-3(2)	令和7年3月27日	一般社団法人全国LVL協会	一般社団法人全国LVL協会	木材・りん窒素系薬剤処理単板積層材被覆／木製柱	難燃薬剤含浸LVL被覆型柱 小断面～超大断面 化粧材有
A70	FP060CN-0683-2(1)	令和5年5月16日	一般社団法人全国LVL協会	一般社団法人全国LVL協会	りん窒素系薬剤処理単板積層材被覆／木製柱	難燃薬剤含浸LVL被覆型梁 小断面～超大断面 化粧材無
A71	FP060CN-0683-2(2)	令和5年5月16日	一般社団法人全国LVL協会	一般社団法人全国LVL協会	木材・りん窒素系薬剤処理単板積層材被覆／木製柱	難燃薬剤含浸LVL被覆型梁 小断面～超大断面 化粧材有
A72	FP090BM-0849(1)	令和7年7月23日	一般社団法人全国LVL協会	一般社団法人全国LVL協会	りん窒素系薬剤処理単板積層材被覆／木製はり	難燃薬剤含浸LVL被覆型梁 小断面～超大断面 化粧材無
A73	FP090BM-0849(2)	令和7年7月23日	一般社団法人全国LVL協会	一般社団法人全国LVL協会	木材・りん窒素系薬剤処理単板積層材被覆／木製はり	難燃薬剤含浸LVL被覆型梁 小断面～超大断面 化粧材有
A74	QM0821(1)	平成27年1月26日	一般社団法人全国LVL協会	一般社団法人全国LVL協会	両面合成樹脂塗装／りん・窒素系薬剤処理単板積層材	スギLVL準不燃内装材
A75	QM-0879	平成29年10月16日	一般社団法人全国LVL協会	一般社団法人全国LVL協会	りん・窒素系薬剤処理単板積層材	スギLVL準不燃内装材
A76	QM-0943(1)	平成30年10月31日	一般社団法人全国LVL協会	一般社団法人全国LVL協会	ウレタン樹脂系塗装／りん・窒素系薬剤処理単板積層材	スギLVL準不燃内装材
A77	QM-1079(1)	令和5年11月13日	一般社団法人全国LVL協会	一般社団法人全国LVL協会	合成樹脂塗装／りん・窒素系薬剤処理スギ単板積層材	スギLVL準不燃内装材
A78	FP120FL-0141-1(1)	平成29年10月12日	山佐木材株式会社	山佐木材株式会社	軽量気泡コンクリートパネル・強化せっこうボード重上張／けい酸カルシウム板・強化せっこうボード3枚重下張／直交集成板造床	事業案内-技術開発 - woodist online 山佐木材株式会社

B.規格【納品書、現場納品写真及び現場施工写真で確認】

番号	規格名称	商品名等	その他参考等	関係団体
B1	χマーク表示金物	せん断金物SP2	https://www.howtec.or.jp/relays/download/134/317/225/6206/?file=/files/libs/6206/202507101438199324.pdf	(公財) 日本住宅・木材技術センター (一社) 日本C L T協会
B2	χマーク表示金物	帯金物STF2	https://www.howtec.or.jp/relays/download/134/317/225/6206/?file=/files/libs/6206/202507101438199324.pdf	(公財) 日本住宅・木材技術センター (一社) 日本C L T協会
B3	χマーク表示金物	L形金物LST2	https://www.howtec.or.jp/relays/download/134/317/225/6206/?file=/files/libs/6206/202507101438199324.pdf	(公財) 日本住宅・木材技術センター (一社) 日本C L T協会
B4	χマーク表示金物	引張金物ET-8S10	https://www.howtec.or.jp/relays/download/134/317/225/6206/?file=/files/libs/6206/202507101438199324.pdf	(公財) 日本住宅・木材技術センター (一社) 日本C L T協会
B5	χマーク表示金物	PW-DP2 (座付きパイプ引張金物)	https://www.howtec.or.jp/relays/download/134/317/225/6206/?file=/files/libs/6206/202507101438199324.pdf	(公財) 日本住宅・木材技術センター (一社) 日本C L T協会
B6	χマーク表示金物	HD-S14 (ホールダウン金物)	https://www.howtec.or.jp/relays/download/134/317/225/6206/?file=/files/libs/6206/202507101438199324.pdf	(公財) 日本住宅・木材技術センター (一社) 日本C L T協会
B7	χマーク表示金物	HD-S10C (ホールダウン金物)	https://www.howtec.or.jp/relays/download/134/317/225/6206/?file=/files/libs/6206/202507101438199324.pdf	(公財) 日本住宅・木材技術センター (一社) 日本C L T協会
B8	χマーク表示金物	HD-S8C (ホールダウン金物)	https://www.howtec.or.jp/relays/download/134/317/225/6206/?file=/files/libs/6206/202507101438199324.pdf	(公財) 日本住宅・木材技術センター (一社) 日本C L T協会
B9	χマーク表示金物	SPP-DP1 (パイプせん断金物)	https://www.howtec.or.jp/relays/download/134/317/225/6206/?file=/files/libs/6206/202507101438199324.pdf	(公財) 日本住宅・木材技術センター (一社) 日本C L T協会
B10	χマーク表示金物	STW-8S21 (帯金物)	https://www.howtec.or.jp/relays/download/134/317/225/6206/?file=/files/libs/6206/202507101438199324.pdf	(公財) 日本住宅・木材技術センター (一社) 日本C L T協会
B11	χマーク表示金物	SS-8S11 (肩掛け肩帯金物)	https://www.howtec.or.jp/relays/download/134/317/225/6206/?file=/files/libs/6206/202507101438199324.pdf	(公財) 日本住宅・木材技術センター (一社) 日本C L T協会

C.商品【納品書、現場納品写真及び現場施工写真で確認】

番号	商品名	商品掲載URL	その他参考等	関係団体
C1	CLTmat	https://clt-mat.com/		一般社団法人日本CLT協会
C2	WOOD.ALC耐火-30	https://wood-alc.studio.site/service		一般社団法人日本WOOD.ALC協会
C3	中大規模木造用鋼製ブレース	-	https://www.kaneshin.co.jp/	(公財) 日本住宅・木材技術センター
C4	耐候性合板	-	https://www.nisshin.gr.jp/	木構造振興(株) (公財) 日本住宅・木材技術センター
C5	CLT2時間耐火床	事業案内-技術開発 - woodist online 山佐木材株式会社	A78と同一	山佐木材株式会社
C6	9層9プライCLT			一般社団法人日本CLT協会
C7	Gywood (ギュッド)	https://gywood-muku.jp/		ナイス(株)
C8	NLT	https://www.2x4assoc.or.jp/technology/study/file/nlt2.pdf		一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会
C9	DLT	https://www.haseman.co.jp/dlt-portal/		(株)長谷萬
C10	信州型接着重ね梁	https://www.uni4m.or.jp/system/published_product/pdf/3632/%E6%8E%A5%E7%9D%80%E9%87%8D%E3%81%AD%E6%A2%81_%E3%83%91%E3%83%B3%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88.pdf		信州木材認証製品センター

交付申請時に、設定した実証テーマの取組成果について報告していただきます。

- ・ 取組成果の報告が行われない場合は不採択となりますのでご留意願います。
- ・ 事業申請時に提案した取組と著しく異なる結果の場合は交付決定の可否に影響することがあります。
また、次年度の実証事業にかかる申請に当たっては、その採否に影響することがあります。

- ・ 実証支援事業者は、宣言事業において掲げた3か年の各年の目標に対して、助成を受けた年度に加え、翌年度、翌々年度の計3回、目標としている年度の翌年度の11月末までに、目標に対する成果の報告書（宣言様式6）の提出を行うものとします。 ※エクセルデータ

事業申請

■提出先

申請する物件の住所で該当する地域木材団体

受付締切
令和 8年 6月 19日 (必着)

■提出物

1. 中高層等JAS構造材実証支援事業申請書及び付属資料

- ・ 様式第1号 (申請書)
- ・ 様式第1号 (共同申請) ※年度内の3件以上申請であって提出物10(2)②又は④の関連の場合
- ・ 別添 (付属資料)
- ・ 別紙1 (助成対象木材の明細)
- ・ 別紙2 (確認及び同意書、写し)
- ・ 別紙3 (環境負荷低減の取組に関するチェックシート)
- ・ 様式第1号-2 (実証するテーマの設定及び取組内容) ※エクセルデータ及び印刷物
- ・ 工事工程表 (JAS構造材の施工期間、施工完了日程がわかるもの)
- ・ 「もりんく」の登録者であることを示す資料
- ・ 「森の国・木の街」づくり宣言の宣言事業者であることを示す資料
- ・ 実証事業申請年度を初年度とする3か年目標を有する宣言事業者であることを示す資料

2. 調達費算定の根拠資料

- ・見積書及び発注書（発注済の場合に限る）

※JAS構造材の予定使用量、予定調達額がわかる資料

3. 調達費算定表 ※エクセルデータ及び印刷物

※JAS構造材の予定使用量、予定調達額がわかる資料

4. 建築工事業又は大工工事業の建設業許可証の写し

5. 建築確認申請書一式（第一面～第六面）のコピー

6. 申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な配置図・平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図等

7. 中高層（4階建て以上）の建築物においては、LCA（ライフサイクルアセスメント）の算定ツール（J-CATなど）を用いて算定した温室効果ガス排出量を示す書面（J-CATを活用して作成した計算結果等）

8. 助成金振込先の銀行口座情報

9. 建築確認申請の施工者から委譲を受けた施工者が申請する場合は委譲書、当該物件の施工者と確認できる資料（契約書）

※物件の名称は、建築確認申請書の建築物等の名称と同一にする。

10. 年度内に3件以上申請する場合に必要な資料

- (1) クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを示す登録証のコピー
- (2) ① JAS構造材の供給事業者が「もりんく」の登録者であり、対象となるJAS構造材が「JAS等構造材」として「もりんく」に登録されていることを示す資料
- ② 安定供給協定の締結等に関する資料および共同申請
- ③ 都市の木造化推進法の建築物木材利用促進協定の締結
- ④ 建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請

①～④のいずれか

記載方法、作成方法等については、別冊「事業申請編」をご覧ください。

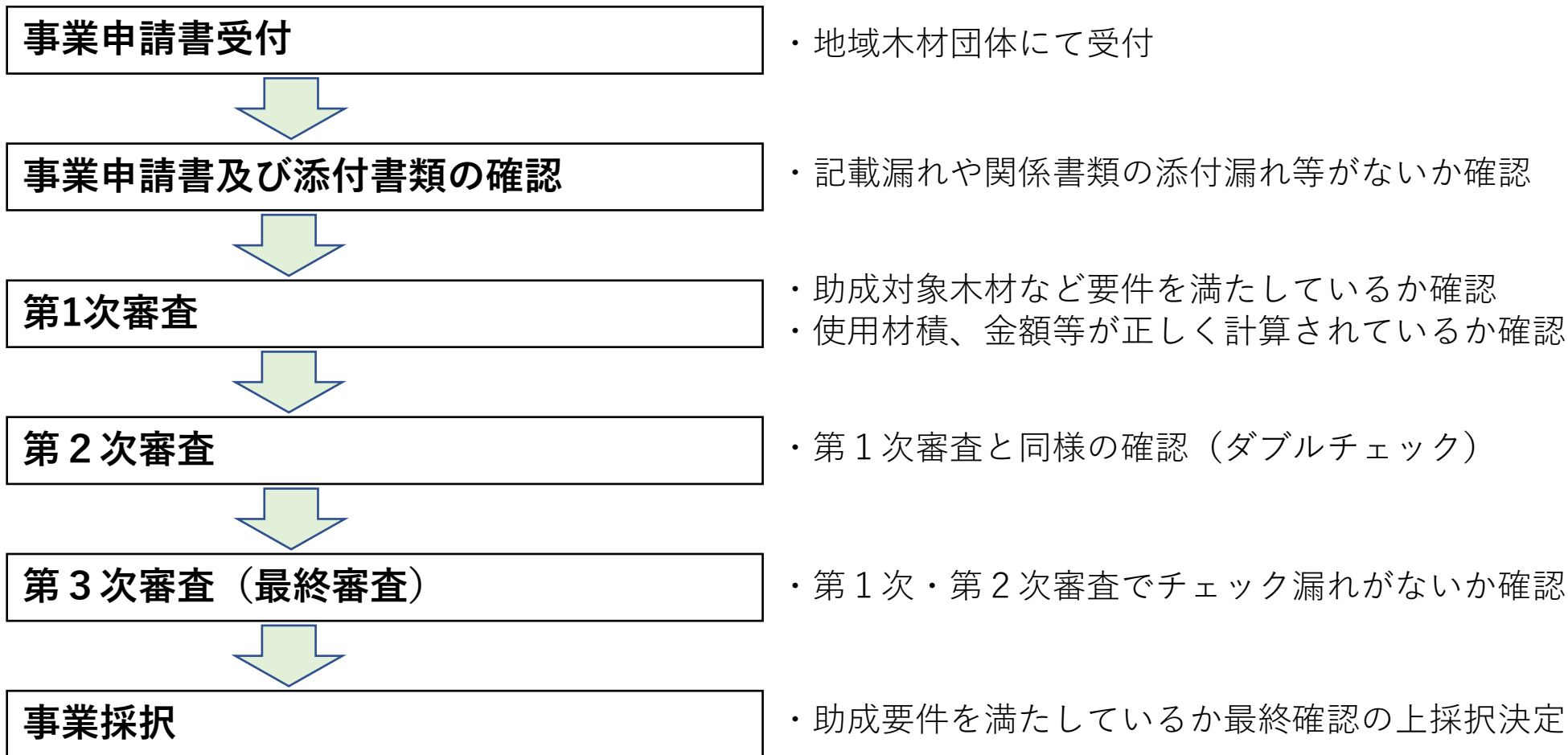
事業申請を受け付けたことを地域木材団体から通知いたします。

事業の採択の可否については、様式第3号で連絡いたします。

■ 様式第2号 中高層等JAS構造材実証支援事業受付書

様式第2号	令和 年 月 日
中高層等JAS構造材実証支援事業受付書	
会社名 代表者名	地域木材団体名 代表者名
貴社より申請がありました中高層等JAS構造材実証支援事業申請書の受理がなされたことを通知いたします。	
なお、採択の有無については後日改めて通知いたします。	
受付No. :	
物件名 :	

審査の流れ



審査のポイント①

書類等	チェック項目	チェック内容
事業申請書	申請者	建築確認申請書 第二面【6.工事施工者名】の欄に記載の「法人」であるか
		建築確認申請書で施工者が未定となっている場合は、工事受注書や契約書等が添付されているか
		「年間の売上が概ね1兆円規模以上の者（子会社・関連会社を含む）でない」旨のチェック欄にチェックが入っているか
		建築工事または大工工事業の登録で、登録者と有効期間が適切か
	物件の名称等	物件の名称及び所在地が建築確認申請書の記載と一致するか
	物件の用途等	用途番号及び用途が建築確認申請書の記載と一致するか
		08160（宗教施設）、08600（個室付浴場業等）のどちらでもないか
		08010（一戸建ての住宅）又は08060（住宅で事務所、店舗等の用途を兼ねるもの）の場合、4階建て以上であるか
	物件の階数、延床面積等	階数及び延床面積が建築確認申請書の記載と一致するか
		建築確認申請 第六面に記載されている延床面積が300m ² を超えているか又は3階建て以上か

審査のポイント②

書類等	チェック項目	チェック内容
委譲書	記載内容・押印	締結者、工事名が正しく記載され、委譲元の押印があるか
建築確認申請書	表紙	受付印または引受書があるか
	建築主	第二面【1.建築主】は、国以外で民間あるいは地方公共団体か
	構造計算の有無	第六面【5.構造計算の区分】のいずれかにチェックが入っているか
調達費算定表（入力データシート）	見積書ごとの値引き率	見積書と総額、値引き額が同じか
	材料費（木材）	助成の区分、単価、JAS品目区分が正しいか
	加工費	見積書の加工名称、加工費と一致しているか
	運搬費	見積書の運搬名称、運搬費と一致しているか
調達費算定表（出力結果シート）	見積書ごとの集計値	見積書番号ごとの材積、材料費、加工費、運搬費の合計が見積書等と整合しているか
	材料ごとの内訳	材積の合計がJASの種類ごとに一致するか
		材料費の合計がJASの種類ごとに一致するか

審査のポイント③

書類等	チェック項目	チェック内容
見積書及び発注書	鑑・明細書	工事名、宛先（施工者）、発行者、見積日、発注日が適切か
		品目ごとにJASであることが明記されているか
		JASの区分が適切に表示されているか
		目視等級製材を構造材として助成対象とする場合、乾燥処理材の記載があるか
		部材名が適切に記載されているか
		「地域材を活用した建築物であること」の要件に対し「対象物件が所在する都道府県産材」としている場合、明細書に生産地が記載されているか
助成対象木材の明細	木材使用量	総量、国産材使用量が整合するか
		共同住宅等の場合、国産材ラベルが発行可能か（レベル1に達するか）
	助成対象となる階ごとのJAS構造材使用量	JAS構造材の使用量が、出力シートの材積と一致するか
		国産材使用量が記入されているか

審査のポイント④

書類等	チェック項目	チェック内容
助成対象木材の明細	事業申請時に算定する助成金額	構造用合板、構造用パネルの調達予定費が算定表と一致するか
		事業申請時の算定額が算定表と一致するか
確認及び同意書	建築主の住所・氏名等	建築確認申請 第二面【1.建築主】の住所、氏名と一致し、押印があるか
		1～4の全ての「はい」にチェックが入っているか
環境負荷低減の取組に関するチェックシート		全ての項目にチェックが入っているか
実証するテーマの設定及び取組内容	基本情報、建築物の概要	事業申請書等の記載内容と整合するか
	取組内容等	テーマ（１）を選択した場合、記述内容がテーマに沿った記載になっているか
		テーマ（２）～（４）のいずれかを選択した場合、選択または記載する項目に漏れはないか
		テーマ（２）の大臣認定を選択した場合、建築確認申請書に認定番号等が記載されているか 商品、規格である場合は、「見積書及び発注書に当該成果品であることが明記されているか

審査のポイント⑤

書類等	チェック項目	チェック内容
工事工程表		JAS構造材の施工期間が明示されているか
		建て方完了の時期が明記されているか
		JAS構造材の発注が令和8年2月17日以降で計画されているか
もりんくの登録者であることを示す資料		事業者基本情報のページの印刷物が添付されているか
「森の国・木の街」づくり宣言を行っていることを示す資料		林野庁のホームページの宣言者一覧表に申請者が掲載されている箇所のコピーが添付されているか
宣言事業の利用事業者であることを示す資料		宣言事業の利用事業者情報のページの印刷物が添付されているか ※実証事業申請年度を初年度とする3か年目標を有すること
LCA算定結果を示す書面	LCAの算定ツール（J-CAT等）	中高層（4階建て以上）の建築物の場合、計算結果等が添付されているか
各種図面	凡例および図面表記	JAS構造材の区別、表記、使用箇所が明確に識別できるか
		JAS構造材は「構造耐力上主要な部分」に使われており、事業申請書別添にチェックしている構造部と一致しているか
		敷地の状況、棟数と配置が合致するか

実証事業の採択に当たって、優先順位は次のとおりとします。

① 中高層（4階建て以上）の建築物

② 4階建て未満の建築物

○ 4階建て未満の建築物については、実証するテーマの(2)から(4)の順に優先順位が与えられます。

- ・ 各テーマにおいては、建築物木材利用促進協定を締結している者（建築主が協定を締結している場合も含む）を優先します。

※ 予算額以上の申請があった場合、上記の順位が下位の者を不採択とします。

採択結果の通知は、メールで連絡いたします。

■ 様式第3号
中高層等JAS構造材実証支援事業審査結果通知書

様式第3号	令和8年 月 日
中高層等 J A S 構造材実証支援事業審査結果通知書	
会社名	
代表者	
	一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野 康則
貴社より提出された中高層等 J A S 構造材実証支援事業にかかわる申請について、委員会 が定める基準に従い審査をした結果採択されましたので、通知します。	
なお、中高層等 J A S 構造材実証事業の実施に当たっては、中高層等 J A S 構造材実証支 援事業助成金公募要領に基づき実施願います。	
(又は)	
貴社より申請された中高層等 J A S 構造材実証支援事業にかかわる申請について、委員会 が定める基準に従い審査をした結果、残念ながら不採択となりましたので、通知します。	
記	
受付番号	
実証事業No.	
物件名	

事業の実施

● 合法伐採木材の証明

交付申請時に、調達した木材が合法伐採木材であることの証明書を提出しなければなりません。

そのため、木材の調達時に合法性が確認できるものであるかについて確認が必要です。

合法性を確認するためには、**施工者や納入業者が、クリーンウッド法の登録業者等である必要**があります。

※クリーンウッド法に関する情報については「クリーンウッド・ナビ」をご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

I : 木材の調達の留意点

○本事業におけるクリーンウッド法の登録業者等とは・・・

本事業では、以下のいずれかの登録や認定を受けた業者の確認を行いますので発注先にご確認ください。

① クリーンウッド登録木材関連事業者

合法伐採木材等に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」で確認できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/jigyousha.html>

② CoC認証制度の認証事業者

森林認証制度に関する情報は下記より確認できます。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ninshou/con_3_1.html

③ 森林・林業・木材産業関係団体の認定事業者

関係団体が森林事業者等から調達者等の事業者に至るまでの各事業者に対し、合法性、持続可能性への取り組みを認定したものです。下記の合法木材ナビで確認できます。

https://www.goho-wood.jp/nintei/meibo_info.php

④ 都道府県による森林、木材等の認証制度に係る事業者

都道府県による森林、木材等の認証制度は下記より確認できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/chihou/chihou.html>

⑤ 証明として活用できる情報を認証する団体の認定事業者

認証団体は下記より確認できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/brochure/pdf/brochure-r7-06.pdf>

○合法性が確認できる条件



※クリーンウッド法の登録木材
関連事業者等

合法性が確認できる場合は以下のとおりです。

- ① 施工者（申請者）がクリーンウッド法の登録業者等の場合（図1）

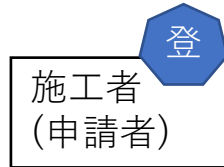


図1. 施工者が登録業者



- ② 登録事業者から施工者（現場）へ直に木材が納品される場合（図2、図3）

ただし、交付申請時に、登録番号等が記載された納品書等が必要となります。

図3のように受発注先の業者が登録事業者でなくとも、納入業者が登録業者であれば問題ありません。

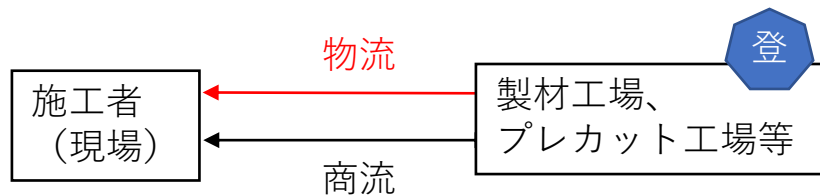


図2. 登録事業者から直に納品される場合その1

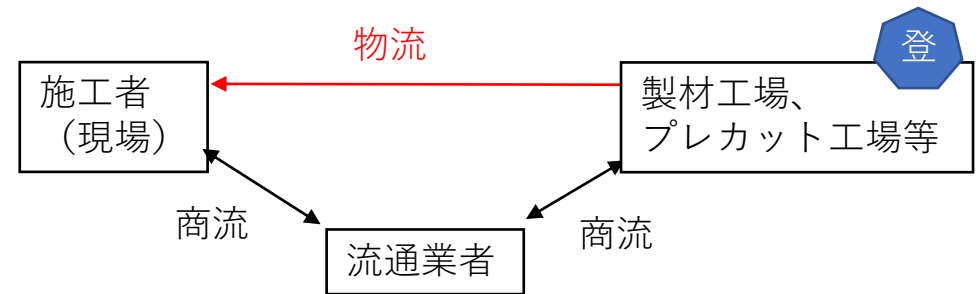


図3. 登録事業者から直に納品される場合その2



× 合法性が確認できない場合

合法性が確認できない場合は、**施工者（申請者）が登録事業者でなく、且つ登録事業者等から直に木材納品されない場合**です。

- ① 図4のとおり製材工場、プレカット工場等が登録事業者であっても、施工者（申請者）や流通業者等が登録業者等ではない場合は、合法性が確認できません。
- ② 図5のとおり流通業者が登録事業者であっても、製材工場、プレカット工場等が登録事業者ではないので、合法性が確認できません。

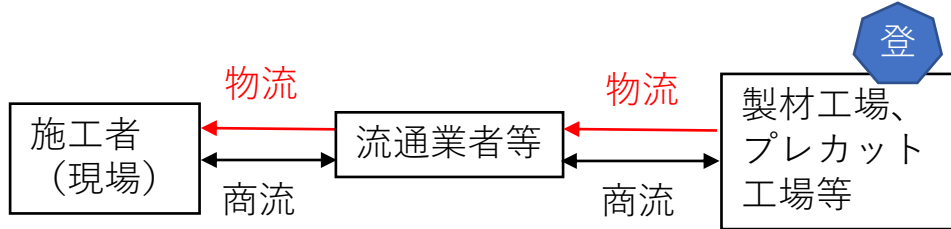


図4. 登録事業者から直に納品されない場合その1
→ ×

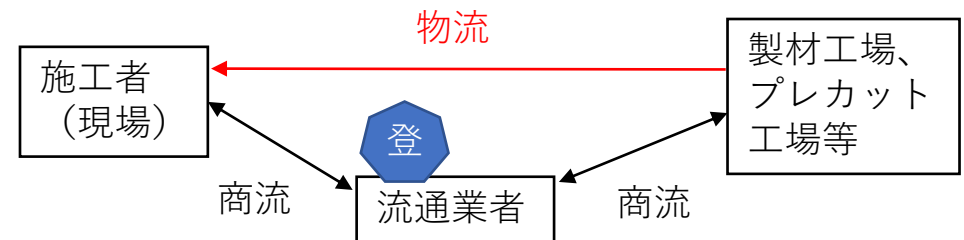


図5. 登録事業者から直に納品されない場合その2
→ ×



※クリーンウッド法の登録木材
関連事業者等

II：施工写真の撮影の留意点

■写真撮影（※詳しくは事業のホームページの「写真撮影の手引き」を参照してください。）

① 荷受け検収写真

- ・材料を現場に荷受けした際の写真
- ・検収ごと（トラックでの搬入の場合はトラックごと）に撮影

② 施工写真

- ・助成対象木材の写真を撮影
- ・JAS構造材の種類ごと、部材種ごと（柱、梁、壁、床等）に撮影する。
- ・対象部材とその配置関係が分かるように引いて撮った写真、JASマークの印字が判別できるようにアップで撮った写真を撮影する。
- ・写真撮影の手引きに従って必要事項を記入した黒板と一緒に撮影する。

※黒板は撮影時に事実どおりの情報が記録され、改ざんできない形式のものに限る（後付け不可）

留意点

写真により確認できない部材は助成できない場合があります。
その場合、JAS製品であることの証明書が必要となります
工事名は、事業申請書の物件の名称としてください。



③ 内観写真

- ・ 助成階の建て方完了時の写真。
- ・ 階ごとに全体が判るように撮影する。
- ・ JASマークもできるだけ写るようにする。



写真 内観写真の例

④ 外観写真

- ・ 建物全体の建て方完了時の写真。
- ・ 異なるアングルで全体を2枚以上撮影する。
- ・ 黒板があるものと、ないものをそれぞれ撮影する。



写真 外観写真の例

■ JASマーク撮影の例

① 機械等級区分構造用製材



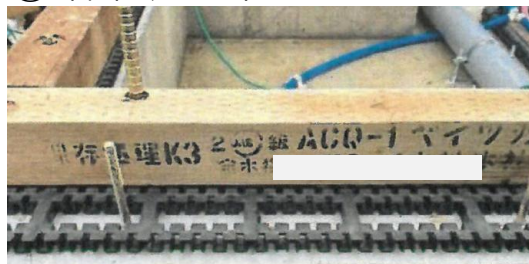
② 枠組壁工法構造用製材



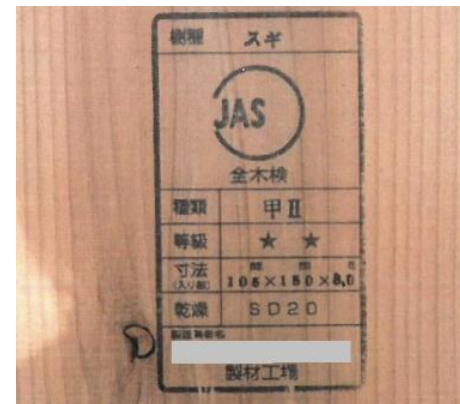
③ 構造用集成材



④ 保存処理材



⑤ 目視等級区分構造用製材



⑥ 構造用合板



※等級の表示（E70など）があってもJAS製品ではない場合がありますのでご注意ください。

※引いて撮った写真も必要です。

※海外機関が認証したJAS以外の認定材も対象外となります。

※JASと同等の性能があってもJAS以外は対象外となります。

II : 木材の調達・施工写真撮影の留意点

JAS製品であることの証明書

■写真によってJASマークが確認できない場合、交付申請時にJAS製品であることの証明書を提出する必要があります。

様式第6号 別添3

令和 年 月 日

JAS製品であることの証明書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名	_____
住所	_____
代表者役職名	_____
氏名	_____ 印

当社が供給した下記の木材は、JAS製品であることを証明いたします。

事業番号	_____
実証事業者名	_____

JAS構造材の種類	JAS製造業者名	納品書等の該当項目、通し番号

※記入例：「別添納品書のNo.4」、「別添出荷証明書のCLT材の全て」など。

※様式は「写真撮影の手引き」の中にあります。

- ・ JAS構造材を供給した業者が証明します。※押印必須
- ・ 事業番号と実証事業者を記入してください。
- ・ JAS構造材の種類とJASの認定を受けた製造業者名を記入してください。
※JAS認定書を添付
- ・ 納品書等との関係が判るように該当項目や明細に記載された通し番号等を記入してください。

※写真またはJAS製品であることの証明書によってJAS構造材が使われたことが確認できない木材は、助成できません。

○現地確認

事務局および地域木材団体は、

一部の実証支援事業において、
現地で建て方完了後のJAS構造材の利用状況を確認させていただきます。

現地確認の対象事業者には、
事務局又は地域木材団体から連絡させていただきます。

現地確認に関する調整のため、
建て方完了予定の3週間前を目途に、実施状況及び建て方完了予定日について、地域木材団体へ連絡票を送付願います。
※様式は様式1号エクセルファイル内にあります。

現地確認の対象となった際は、
確認可能な日の連絡、現場の調整等など、ご協力をお願いします。

○実証事業の申請の取下げ

実証事業の実施が困難となった場合は、速やかに事業採択取下げ申請書を全木連に提出し、その指示を受けてください。

全木連は内容を審査した上で、実証事業者に取り下げ申請の承認を通知するほか、助成要件に重大な影響が生じないと判断される場合は、事業実施継続について指示します。

なお、実証事業者が実証事業の申請の取り下げを行わず、助成金交付申請書の提出がない場合は、事業採択を取消し助成金の交付を行わないものとしします。

また、その者について、今後、全木連が実施する林野庁所管事業に申請した際に、その採否に影響することがあります。

交付申請

■ 提出先

申請する物件の住所で該当する地域木材団体

受付締切
令和8年11月30日（必着）

※一部例外あり

■ 提出物

1. 中高層等JAS構造材実証支援事業助成金交付申請書及び付属資料

- ・ 様式第6号（助成金交付申請書）
- ・ 様式第6号（共同申請）
- ・ 別添（付属資料）
- ・ 別紙（助成対象木材の明細及び交付申請額）

2. 様式第6号－2 JAS構造材実証支援事業報告書（エクセルデータ及び印刷物）

3. 様式第6号－3 実証テーマにかかる成果シート（エクセルデータ及び印刷物）

4. 助成対象JAS構造材の実調達費がわかる資料

（請求書、領収書及びその内訳が記載された明細書）

5. 調達費算定表（エクセルデータ及び印刷物）

※JAS構造材の使用量及び調達額がわかる資料

6. 地域材を活用したことを示す書類

公募要領 第5の8 ①の場合：調達した木材にかかる都道府県産木材証明書若しくは生産地が記載された納品書又は請求書

公募要領 第5の8 ②の場合：調達した木材を生産したJAS工場の工場名が記載された納品書又は請求書若しくは工場名が読み取れるJASマーク写真又はJAS認証書

公募要領 第5の8 ③の場合：調達先（商流又は物流）が発行した納品書又は請求書（住所を確認できるもの）

7. 令和8年2月17日以降に材料発注がされたことがわかる資料

（発注書、材料指示書及びその明細書等。発注請書では代用不可。）

8. 合法伐採木材であることがわかる資料

- ・申請者が登録業者の場合は、合法伐採証明書及び登録証等の写し
- ・申請者が登録業者でない場合には、合法伐採証明書、供給フロー図、供給者の登録証等及び合法伐採木材を証明した納品書等

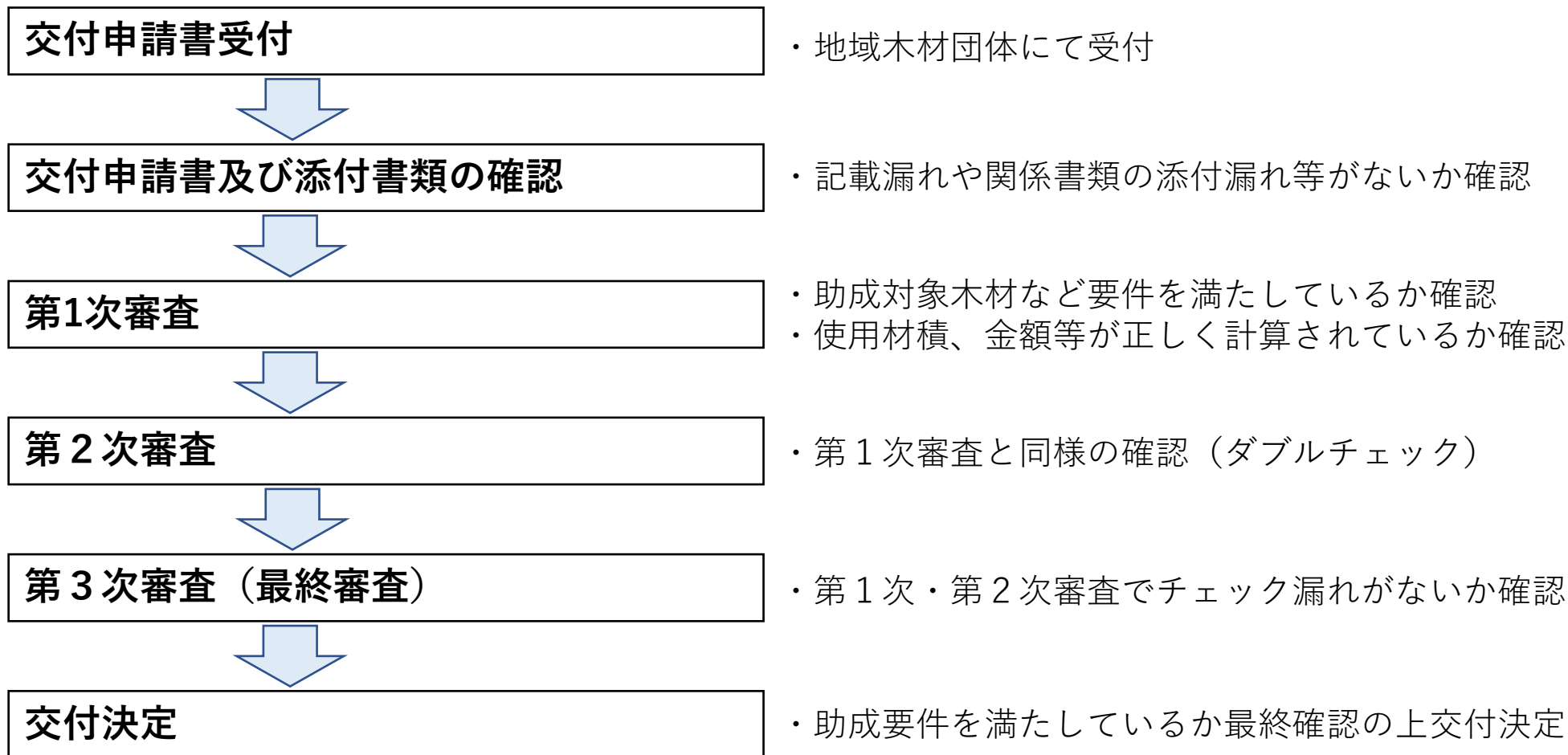
9. 建築確認済証（事業申請時に提出した建築確認申請書に変更があった場合、変更後の建築確認申請書の写し）

10. 申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な配置図、平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図等 (変更があった場合は明記すること)
11. 工事記録写真
 - ①材料荷受け時の検収写真 (検収毎)
 - ②助成対象木材のJAS構造材の種類ごと、部材種ごとの写真 (JAS構造材の種類ごと、部材種ごとに1枚以上)
 - ③建て方終了時に建物の全景写真 (2方向から)
 - ④施工状態がわかるように、各階の内観の全体像がわかる写真について
(i)工事名、(ii)撮影日時、(iii)部材種を記載した黒板とともに撮影したもの)
12. JAS製品であることの証明書 (詳細はP70)
(11. ②においてJASであることが確認できない場合にのみ提出)
13. 建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を示す書面
※最新版を使用してください
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>)

14. 国産木材活用住宅ラベルの写し（該当建築物のみ）
15. 環境負荷低減のチェックシート（事業申請時に提出したファイルについて、記載された各取組を事業期間中に実施した旨をチェックしたもの）
16. その他事務局が助成金の査定に必要な資料

記載方法、作成方法等については、別冊「交付申請編」をご覧ください。

審査の流れ



審査のポイント①

書類等	チェック項目	チェック内容
交付申請書	申請者	建築確認申請書 第二面【6.工事施工者名】の欄に記載の「法人」であるか
		「年間の売上高が概ね1兆円規模以上の者（子会社・関連会社を含む）でない」旨のチェック欄にチェックが入っているか
	物件の名称等	物件の名称及び所在地が建築確認申請書の記載と一致するか
	物件の用途等	用途番号及び用途が建築確認申請書の記載と一致するか
		08160（宗教施設）、08600（個室付浴場業等）のどちらでもないか
		08010（一戸建ての住宅）又は08060（住宅で事務所、店舗等の用途を兼ねるもの）の場合、4階建て以上であるか
	物件の階数、延床面積等	階数及び延床面積が建築確認申請書の記載と一致するか
建築確認申請 第六面に記載されている延床面積が300㎡を超えているか又は3階建て以上か		
調達費算定表（入力データシート）	請求書ごとの値引き率	請求書と総額、値引き額が同じか
	材料費（木材）	助成の区分、単価、JAS品目区分が正しいか

審査のポイント②

書類等	チェック項目	チェック内容
調達費算定表（入力データシート）	加工費	請求書の加工名称、加工費と一致しているか
	運搬費	請求書の運搬名称、運搬費と一致しているか
調達費算定表（出力結果シート）	請求書ごとの集計値	請求書番号ごとの材積、材料費、加工費、運搬費の合計が請求書等と整合しているか
	材料ごとの内訳	材積の合計がJASの種類ごとに一致するか
		材料費の合計がJASの種類ごとに一致するか
請求書又は領収書	鑑・明細書	工事名、宛先（施工者）、発行者、発行日が適切か
		発行者の住所が明記されているか
		品目ごとにJASであることが明記されているか
		JASの区分が適切に表示されているか
		材積と金額の明細が確認できるか
		目視等級製材を構造材として助成対象とする場合、乾燥処理材の記載があるか

審査のポイント③

書類等	チェック項目	チェック内容
請求書又は領収書	鑑・明細書	部材名が適切に記載されているか
		「地域材を活用した建築物であること」の要件に対し「対象物件が所在する都道府県産材」としている場合、明細書に生産地が記載されているか
		「地域材を活用した建築物であること」の要件に対し「対象物件が所在する都道府県内のJAS認証工場で生産された国産材」としている場合、明細書にJAS認証工場が明記されているか
助成対象木材の明細	木材使用量	総量、国産材使用量が整合するか
	助成対象となる階ごとのJAS構造材使用量	JAS構造材の使用量が、出力シートの材積と一致するか
		国産材使用量が記入されているか
	事業申請時に使用することを予定した木材による算定額	事業申請時の調達費算定表の金額と一致するか
交付申請時に実際に使用した木材による算定額	助成対象となる階ごとのJAS構造材使用量と材積が一致するか	

審査のポイント④

書類等	チェック項目	チェック内容
助成対象木材の明細	実際に使用したJAS構造材の調達費による算定額	調達費算定表の値引き後の金額が一致するか
	交付申請額	3(1)、(2)、(3)を比較して一番低い額になっているか
事業報告書（共通）		チェックボックスの記入に漏れがないか
		記述欄の記載事項について具体的に書かれているか
		変更後の構造が添付図面等と一致しているか
事業報告書（CLT以外）		チェックボックスの記入に漏れがないか
		記述欄の記載事項について具体的に書かれているか
事業報告書（CLT）		記述欄の記載事項について具体的に書かれているか
	構造の工法	軸組構法、2×4工法、CLTパネル工法、RC造、S造等の構造種別を代表する名称が記載されているか
	設計ルート	壁量計算等、許容応力度設計、保有水平耐力設計、ルート1、ルート2、ルート3、限界耐力計算、時刻歴応答解析等の構造計算等の名称が書かれているか

審査のポイント⑤

書類等	チェック項目	チェック内容
事業報告書（CLT）	使用したCLTの規格・数量等	単価は、単位が記入されているか
		強度等級／構成は正しく記入されているか
実証テーマの成果シート	テーマ	事業申請時のテーマと同一であるか
	基本情報、建築物の概要	交付申請書等の記載内容と整合するか
	取組成果テーマ（1）	記述内容がテーマに沿った記載になっているか
		達成の可否が明記されているか
		今後の課題が記載されているか
	取組成果テーマ（2）	達成の可否が明記されているか
大臣認定以外のもの（規格または商品）を使った場合、規格名及び商品名がわかる納品書及び納品された写真が添付されているか ※大臣認定品を使ったが建築確認申請で明記されなかった場合は事務局と調整した書類が添付されているか		

審査のポイント⑥

書類等	チェック項目	チェック内容
実証するテーマの設定 及び取組内容	取組成果 テーマ（3）	選択または記載された内容がテーマに沿ったものになっているか
		達成の可否が明記されているか
		成果品として、見学会の資料や写真、HPを印刷したもの等が添付されているか
	取組成果 テーマ（4）	選択または記載された内容がテーマに沿ったものになっているか
		達成の可否が明記されているか
		成果品として、非木造の設計・施工とのコスト又は工期について、具体的に数値で比較した資料が添付されているか
工事記録写真	写真全般	工事名、撮影日時、位置、部材名称が明確に記載されているか
		撮影日時は、発注書等の日付以降～交付申請書の日付間になっているか
	材料検収写真	助成対象木材の全ての種類が揃っているか
	助成対象木材の 写真	助成対象木材の全ての部材が揃っているか

審査のポイント⑦

書類等	チェック項目	チェック内容
工事記録写真	保存処理材の写真	保存処理材のJASマークであるか
	CLT接合部の写真	想定される接合部の種類が一通りそろっているか
	内観写真	階ごとに、全体が判るように撮影されているか
	建て方終了後の全景写真	2方向からの写真が撮られているか
JAS製品であることの証明書	鏡・明細	会社名、事業番号、申請者名が適切で、社判が押印されているか
		JAS製造業者は、認定業者か
		納品書の該当項目等の記載が正しいか
発注書、材料指示書等	鏡・明細	工事名、宛先（施工者）、発行者が適切か
		発注日が令和8年2月17日以降、建て方完了月以前か
		JASであることが明記されているか

審査のポイント⑧

書類等	チェック項目	チェック内容
合法伐採証明	共通	申請者名義となっているか
		助成対象となるJAS構造材の種別が明記されているか
	申請者が登録事業者等の場合	登録番号等が記載されているか
		登録証等の写しが添付されているか
	申請者が登録事業者等でない場合	申請にある全てのJAS構造材についてのフローが示されているか
		フロー図において現場に直接納品する業者が合法伐採木材供給者の登録証等を有しているか
		上記の業者名義の登録証等の写しが添付されているか
		上記の業者から発行した納品書等が添付されており、合法伐採木材であることが明記されているか
建築確認済証		確認済証の写しが添付されているか
各種図面	凡例および図面表記	JAS構造材の区別、表記、使用箇所が明確に識別できるか
		JAS構造材は「構造耐力上主要な部分」に使われており、事業申請書別添にチェックしている構造部と一致しているか

審査のポイント⑨

書類等	チェック項目	チェック内容
各種図面	凡例および図面表記	製材は、JAS構造材の機械等級、目視等級(乾燥材)に区別されているか
		CLTは、JAS構造材であるか
		JAS構造材が使用されている階が助成対象木材の明細の助成対象階と一致するか
		構造用合板及び構造用パネルは、助成対象階に使われているか
		3階建以下の一戸建の住宅でないか
		敷地の状況、棟数と配置が合致するか
国産木材活用住宅ラベル		国産木材活用住宅ラベル（レベル1以上）の写しが添付されているか
		建物名称が申請書等と一致するか
木材の炭素貯蔵量を示す書面		入力シートが添付されているか
		出力シートが添付されているか
環境負荷低減の取組に関するチェックシート		事業申請時に全木連に提出したシートについて、記載された各取組を事業実施期間中に実施した旨チェックし提出されているか

様式第7号

令和8年 月 日

中高層等 J A S 構造材実証支援事業助成金交付決定通知書

会 社 名
代 表 者

一般社団法人全国木材組合連合会
会 長 菅野 康則

記

貴社より申請がありました中高層等 J A S 構造材実証支援事業助成金交付申請書について、
下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。
尚、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に「様式第9号助成金交付請求書」
を送信してください。
※実証支援事業ホームページよりダウンロードしてください。

実証事業No.	
物件名	
助成金交付決定額	

事務局での交付申請確認後、
交付決定通知書で助成金額をメール
でお知らせします。

- 交付申請書等の審査の結果、その申請が実証事業の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、その旨を記載した不採択通知書を実証事業者に通知します。
- 交付すべき助成金の額については、応募状況に応じて、減額して確定する場合があります。

様式第9号

令和 年 月 日

中高層等 J A S 構造材実証支援事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 菅野 康則 殿

会社名

代表者

中高層等 J A S 構造材実証支援事業の助成金交付要領に基づき、下記実証事業の助成金を請求します。

実証事業No.	
物件名	
交付決定通知日	
請求金額	

交付決定通知書に記載された金額を記入して、**(一社) 全国木材組合連合会**にPDF形式でメール送信してください。
mail : info@jas-kouzouzai.jp

- 審査が円滑にできるよう、申請に必要な**書類**は公募要領やチェックリストで確認し、**すべて揃えて提出**いただくようお願いいたします。また、資料の内容に不備、漏れのないようにしてください。
- 審査において提出書類の複写やPDF化をしますので、**ホチキス止め、インデックスの貼布、両面印刷等はしない**でください。
- 提出する**図面は、A3サイズ**により提出してください。

必ず、公募要領をお読みください。
また、申請書・資料作成では、この説明資料のほか
別冊「事業申請編」と別冊「交付申請編」を参考に
してください。

詳細はウェブサイトにて

<https://www.jas-kouzouzai.jp/>

JAS構造材

検索



最新情報をメールニュースにて受信できます。
(QRコードから空メールを送信にて登録)



中高層等JAS構造材実証支援事業 事務局

TEL：03-6550-8540

FAX：03-6550-8541

平日 10：00～17：30



木材で街づくり @toshimokuzai